

字音開合の辯

大島 正健

漢字の音に對する假名遣を定むるに、本居翁は其の字音假字用格に於いて、専ら韻鏡と古書の用法とに據ることとせられたり。是は大體に於いて最も適當なる法なりと謂ふべし。されど其の説明を見るに、往々未だ精しからざる所あるが如し。白井檢校は、其の音韻假字用例に於いて、其の缺點を指摘して、細かに之に辯難を試みたれど、其の説太田全齋翁の漢吳音圖說に據ること多きに過ぎ却て又反對の誤謬に陥ること少からざるを見る。從來假名遣を説く者、考證に據るに専らにして、理由を與ふること少きは、常に遺憾とする所なり。故に此の缺陷を補はんがため、是より諸項に分ちて愚見を述べし。

一、くゐ すゐ つゐ ゆゐ るゐ うゐ。

假字用格に曰く、右の諸言は支脂微等の韻の拗音にして、彼のいの假名を書く音下にいを書く音は略皆齊灰佳清青等の韻なりとは其類異なり。必ずゐを書くべし。

右は何故にゐを書くべきか、之を吟味すれば、一一明かなる理由あることなり。下にゐの音ある者は、皆韻鏡にては合轉に屬する者のみなり。今此等の合轉と、夫々之と同系なる開轉とを對照して開合兩轉の同位置にある字の音を正すときは、合轉の方にゐを用ゐるべきことの、自然の結果なる。

を知り得べし。

同 第五合、	同 第五合、	同 第四開、	同 第五合、	同 第六開、	同 第七合、	同 第六開、	同 第七合、	同 第七合、
知母、	同、	來母、	同、	心母、	同、	同、	同、	同、
支韻、	同、	支韻、	同、	脂韻、	同、	至韻、	同、	同、
知	腫	離	羸	私	綏	肄	遺	同、
千	ツキ	リ	ルキ	シ	ス井	レ	ユキ	同、
ti (tyi)	twi (twyi)	li (lyi)	lwi (lwyi)	si	lawi	yi	ywi	同、

羅馬字にて表はせば、開轉に對し、合轉にては之にwを添ふるを常法とす。故に開のti, li, si, yiは

合の twi, lwi, swi, ywi となりて、wに對してゐる假名を用ゐるは、正當の事と爲る。

開のキ(pi)ギ(gi)は合のク井(kwi)グ井(gwi)となるべきも、亦正當にして、古書にはかゝる用法の

儼然として存するを見れど、今は開合共にキギのみを使用して、其の間の區別を失ふに至れり。

支那現代の官話江南音などにも、以上に擧げたる諸類の開合の別は、概して亂るるを見ず。獨り唇音のピ(pi)ビ(bi)ミ(mi)等に對する、フ井(pwi)フキ(bwi)ム井(mwi)等の別は、夙くより混同せるものと見え、韻鏡にては開轉に屬する字を、切韻指掌にては合轉の方に移せる例あり。官話江南音などにては、pwi, bwi, mwi等は存在せず。此の如き混同の生ずる理由は、唇音は其性質合口音に

類するを以てなるべし。

一、ゆる。

假字用格に曰く、ゆゑと云ふ音は實は有るまじき例なり。然れども遺唯維等の吳音常に此音に呼ぶなり。

假字用例に曰く、かくいはれたるも失考なり。遺唯は第七合轉喻母四等に收め、邪行の定位にて漢の原音ユ井、次音レなること、同轉同等齒音の翠醉等、漢の原音ス井次音シ、同牙音の葵季等の原音ク井次音キなると同例にて、ユ井の音必ずあるべき格なるをや。ユ井モツ ユカゴントレシヨ俗に遺物、遺言又遺書レシヨ遺言といふが如し。

ゆゑの音あるべきことの、怪しむに足らざるは、實に假字用例の著者のいへるが如し。されど漢吳音圖說に拘泥したる、原音次音の例などは、此處に引用すべき必要あることなし。況して原音ユ非次音イと爲せるは採るべからず。ユキは合口音にして、其轉音は非なるべきこと疑ふべからず。假字用格遺雜等を井の假名に作れること正當なり。之をイに作るときは、此等の諸字の合轉に屬するに叶はず。官話にてもw音にてまなり。音圖にいへる所の次音と呼ぶ音は、果たして存在し居りしものなりや否や、若しありたりとせば、我方の轉音にして、假名遣を決するに、確證として、引照に用ゐるべき價值あらざるべし。萬葉集に水の字をしの假名に用ゐたる例あればとて、正確なる證とは爲し難し。このシは本居翁の説の如く、ス井の轉音と見做すこと穩當にして、次音などと呼ぶべき性質のものに非ず。水は *swai* (*shui*) の音にして、これよりシの音を借りたるものなるべし。

一、ツキ。

假字用格に曰く、和名鈔に鎚子は此間の俗に都^ツ以^イ子と云ふとあるは、是も理なきに非ずといへども、猶いを書くはわろし。

假字用例に曰く、義門云く、十四轉の礎と併する鎚はついにして、七轉の追等つゐなるとは別なり。和名鈔もとより失なし。音微^右十八見つべし。

と見えたる兩説、ともに猶いさゝかいはまほしきことあり。まづ法師の餘論は、鎚の字にツイの正音もある如く聞えて、紛らはしきいひざまなり。音微にも見えたるが如く、礎と併する鎚は、原音ツワイなるを、中略してツイと呼ぶなり。和名鈔に俗に云ふとある是金玉なり。ツイは所謂中略和音にて、正音にはあらざるをや。されば翁の猶いを書くはわろしといはれたるは、俗音なる故わろしといはれたるにこそ。されどつゐの音を都^ツ以^イとせりといはれたるは翁の失考なり。鎚は

原音ツワイ次音タイにて、ツ井の音なし。七轉の追等の原音ツ井次音チなるとは異なるをや。例の原音次音の説は重きを置き難し。いはゆる次音は、我方の轉音なるに過ぎず。ツイはツワイの中略なりなどといふに至りて、發音自然の轉化の法則に反ける省音法にして、窮したる説明と謂ふべし。支微佳灰の諸韻は、古代は相通じたる韻なり。其の古韻の呼法は、支那諸州の間に、殘存し居らざりしとも限られず。さすれば礎鎚に追と同様の呼法ありて、我國に傳はり來りしものとも考へられ得べし。本居翁の意見の如く、鎚の假名をツ井と爲すこと、却て道理あるなり。對堆隊等の假名も、ツイと爲さずして、ツ井と書くべし。官話にても之を^ミと呼ぶ。これ^ミに當るなり。^ミ

は古韻の面影を留むるに似たり。その *swai* となりしは西晋以後の事なり。

右ツ井の例より推して、外郎にウ井ラウ、回々教にフ井フ井ケウの假名を附すること、法に叶ふものと知るべし。

一、漢字の音頭に現はるゝ所の、阿和兩行の假名の區別を立つるに當り、從來太田翁の漢吳音圖說に據る者多し。其は韻鏡に注して、我假名を當つるに際し、喉音影喻兩母第一第二第三の等は阿和兩行の格、第四等は也行の定位なりと斷論したるにあり。其の説のいはれなきとは、曾つて東亞研究第三卷第十二號に於いて之を詳論したることあり。此の説韻鏡の解釋を誤り、隨つて假名の用法に混亂を生ぜしめたるは、太田翁の學識に對して、實に深く惜しむべし。

一、二、三、四の四等を通じて、影母は開轉にては、阿行の假名にして、合轉にては和行の假名なり。一、二の兩等には、喻母所屬の字現はるゝこと至つて稀なり。三、四の兩等にありては、喻母は開轉にては也行の假名にして、合轉にては也行の假名より、和行の假名に變する者多きを常とす。羅馬字にては喻母は *y* に當り、合轉に在りては之に *w* を添へて *sw* となり、此の音混化して、三等にては *y* の音消え、四等にては *w* の音消ゆるが如き觀を呈し、其の結果として、三等字には和行假名、四等字には也行假名を用ゐる者多し。喻母の本來和行音に非ざるは、支那音に徴して之を悟り得べし。

同	同	雲	同	ウ	同	yu
喻母三等	于	假名	ウ	官話	yu	

同 同

袁 同

エン 同

yuen

第四等は也行の定位なりとは無理なる斷定なり。此の臆斷を根據として、當然影母の合口音なる、和行の假名なるべき四等字にも、也行の假名を附したるを見る。二三の例を擧ぐれば悉は第五合轉影母の四等字にして假字用格の示すが如く、キなるべきこと正當なり。然るに漢吳音圖は、之に原音ユ井次音イの假名を附すれど、此兩音共に存在せざりしなるべし。此の外第十四轉の娃をエイ、第二十二轉の娟をエン、第二十四轉の淵をエン、第三十四轉の縈をエイと爲したるが如きは、皆誤斷に基きたる見解なるべし。

合轉の喻母第四等に、開口音の如く見ゆる、也行假名を附するは、抑も又理由あるなり。第四等は總じて韻の響輕く、yueは融化し、響の稍強きeの母韻に接すると云は、yueはyeの如くきいゆるに至り、合轉に屬する第十六の銳叡にエイ、第二十二の沿縁にエン、悅閱にエツ、第三十四の營顚にエイ、役疫にエキの如き假名を用ゐる慣例を爲り來れるなり。是等は皆其本性は合口音なる迄、我方にて開口音に聽き取りて、寫したるまでにて、其の理由は既に拙著韻鏡音韻考に於いて示したるが如し。

このywの次に、iの來るときは然らず。ywはiの母韻に接するとき、合口音の性質を保ち、yよりも寧ろwの方強くきこえ、我方にては其の假名を井に作りたること自然なり。是れ三等字に於いて、ywのyを失ひてwを残し、和行の假名と爲るが如し。遺唯維等のユ井の、轉じては井となるべきこと、既に述べたるが如し。

一、尹允勻の假名に、ゐん、いんの兩様ありといへる説あり。

假字用格に曰く、尹允勻筠四字は、實はいゆむの音なるを、直音に轉じたる者なり。さて轉じたる直音の假字は、他の例によれば、いむなれども、是は姑くゐむと定む。其の故は元日宴會の儀式に、大臣宣侍座と云ふことあり、是を北山抄に之支尹とかゝれ、江次第にも敷尹とかゝれたる是ゐんの假字にて合へり。韻鏡にも合轉に屬せり。

假字用例は、尹のキムを井ニと訂正し、更に黒川春村翁の説を引いて曰く、

尹の字の假字を、字音假字用格にはキムとし、漢吳音圖にはインとしたり。按ふに尹は古音井ン今音レンなり。「説文」「廣韻」ともに余準切、「玉篇」「集韻」「韻會」ともに庚準切としたる、何れも韻鏡第十八轉喻母三等に收むべければ、井ンの音にて是古音なり。又鄭樵の七音略、張麟之の韻鏡等、喻母四等に收めたるは、レンの音にて今音なり。猶「篇海類編」に、尹は余準切音允云云、古へ呼んで與允同、今呼んで以忍切音隱似非と見えたる以忍切も、今音のかたなり。

尹は官話 yun 江南音 yuin なり。yun は總べて合口音なり。yun 又 yuin の轉音は yin なるべし。榮の官話 yung の、廣東音 ying と爲るが如し。故にイユンは井ンに轉すること正則にして、之をイン又レンの假名と爲すは非なり。斯く作るときは合口音の性質を失ふに至るべし。「廣韻」の余準切「集韻」の庚準切は、之を音字四等韻字三等の、憑切即ち憑音反切と見るときは、尹は四等に位して、差支あることなし。此の反切の歸音を井ンと爲すときは、鄭樵の七音略、張麟之の韻鏡にて、四等に收めたるをも亦キンの音と見るべくして、殊にレンの假名に作るべき理由なし。尹の類を喻母四等

に置くは、鄭樵又張麟之の如き、後世の人の作爲に出でたるに非ずして、韻鏡の本則なれば、「廣韻」「集韻」の反切と、能く相一致するは論を要せず。「玉篇」の于準切のみは、音字三等、韻字三等の、音和正法の反切なれば、是に據るときは、尹の類は三等字と爲るべし。韻鏡を標準とするときは、尹には只キンの一音あるのみ。第十七第十八の開合兩轉を比すれば、次の如き關係あるを見る。

内轉第十七開、喻母、上聲、四等 引 イン yin

同 第十八合、同、同、尹 尹ン ywin

假字用格に、尹允勻筠の音いゆんとあれど、遺唯維等をユ非と呼ぶ例に従へば、是はユキンなるべし。さすれば ywi のユ非となると、ywin のユキンとなるとは、同格となるなり。ywin は、即ち官話の yun 江南音の ywin に當り、皆共に合口音なり。篇海には尹に以忍切音隱とありといへば、後世の音にはレン又インと呼ぶこともあるものと見ゆ。

假字用格には、尹允勻筠四字とあれど、筠は三等字なれば、他の三字と音同じからず、既に尹允勻の假名井ンなりとせば、之と同等の入聲字なる、聿鵠の假名は井ッなるべきこと争ふべからず。



字音開會の辯(下)

大 島 正 健

一、韻の假名はいんかゐんか。

假字用格には此字ゐんの假名なり。

韻鏡の第十七、第十八の兩轉には、此字を收めず。故に漢吳音圖又假字用例には此字なし。

磨光韻鏡は之を第十七轉喻母去聲三等の位に置く。さすれば其音はレンとなる。これ玉篇の爲鎮切に由ることなるべし。黒川春村氏も之と見解を同じうし、韻は爲鎮切にて、爲は和行の假字なれど、韻の假字は以仁なりと言はれたり。

韻は廣韻の王間切に従ふときは、第二十轉喻母去聲三等の運と同音にて、ウシの假名と爲るが故、問題の假名とは與からず。

意ふに爲鎮切は、開合を分つた、音字の爲をまゐる、反切と見なす可なり。

合稱なる第二十、八轉、假名、去聲三等に其位を占めて、當時上聲、陽等にも、同じ假名を用ゐる。故に韻の假名は、假名用格に従ひには韻に協的切しあり。是亦韻の合口音なるを疏かむるに足る。故に韻の假名は、假名用格に従ひて井ンと爲すこと妨なし。

一、榮永の假名はえいかゝい。

假字用格はえいの中に收め、假字用例はゑいの中に收む。

榮永は三等字なり。故に假字用格非にして、假字用例正し。

一、翁の假名はおうをう、屋の假名はおくをく、何れに従ふべきか。

假字用格には翁ををう屋ををく、假字用例には翁をおう、屋をおくと爲す。

本居翁は第一轉を合、白井檢校は之を開と見たる相違にて、此差別を生じたるなり。

享祿本永祿本其外古版の韻鏡は、皆第一轉を開に作り、寛文本訂正韻鏡以後の諸本は、多く之を合に作る。今古本に従ふ所の假字用例に則り、翁をオウ、屋をオクに作るを可とす。

一、反切と假名遣。

昨夏大矢透氏より、其名著周代古音考を寄贈せられたり。その多大の勞苦、世に貢獻する所多きを深く感謝す。淺識只不幸にして意見を異にする所少からざるを憾む。韻鏡の應用に對して、卷頭の凡例に左の如き記事あり。

韻鏡三十六字母中、喻母は其の一二三の等位の文字はマ行の音にして、第四等はヤ行の定位と爲す。是反切の父字なる于羽等と餘羊等とに、明かに分別せられたるなり。古韻の音母の分類次

第等につき、之を分析せざれば、不便少からず。故に新たに于母を立て、フ行の音母となして、之とヤ行喻母との區別を明かにせり。

漢吳音圖説の、影喻兩母の等位に關する誤謬は、屢々之を指摘せり。大矢氏の尙此説を固持せらるゝ如く見ゆるは、意外の觀と言はざるを得ず。

既に第一第二第三の等と、第四等と、和行音也行音の別ありたりとせば、何故に四等を通じて喻母の名稱を附したるべきか、これ自然に起り來る所の疑問なるべし。反切の父字に、于羽等と、餘羊等との別あるは、當然の事柄にして敢て奇とするに足らず。于羽等は三等字なれば、三等韻に對して反切の父字となるは、音和正法に叶ふ。又餘羊は四等字なれば、四等韻に對して、反切の父字となるは、是亦音和正法に叶ふ。故に正確に言へば、第三等と第四等とには、反切の父字に、區別あるべき筈なり。其區別を以て、直ちに和行音也行音の差異とは見做すべからず。

第二十五轉開、鵠 廣韻、于嬌切。

鵠はエウなり。于を和行音とせば、之をエウと爲すべきか。

第三十七轉開、尤 廣韻、羽求切。

尤はイウ(レウ)なり。羽を和行音とせば、之を井ウと爲すべきか。

第三十八轉開、煜 廣韻、爲立切。

煜はイフ(レフ)なり。爲を和行音とせば、之をキフと爲すべきか。

第三十九轉開、鵠 廣韻、于嬌切。

于羽等を和行音なりしせば、和行音は合口音なるべきに、開轉所屬の字に、右の如き反切あるは、説明を要する問題となるべし。

現時の支那音にては、于羽は yu なり。常に反切の父字に用ゐらるゝ、同類の三等字にして、雲は yun, 遠は yuen, 越は yueh, 永は yung, なり。皆其頭に喻母の特徴なる、y の存在するを見るべし。稀には爲の wei, 王の wang の如き音無きに非ざれど、是は ywei, ywang の y の落ちたるものと見做すことを得べし。正式に言へば、于の yu は ywu 雲の yun は yvin, 遠の yuen は ywen, 越の yueh は ywt, 永の yung は yving にして、其原形は yweng に當るなり。此上三等韻は拗聲なれば、其標記をも示すべきなれど、混雜を避くるがため、之を省略することとせり。我方にて于の ヲ、雲の ツン、遠の エン、越の エツ、永の エイの假名となるは、頭の y の消え、拗聲の韻に惹かれて、w 音の現はれたるものと見るべし。故に喻母の三等は、決して純粹の和行音には非ざるなり。大矢氏の于母を立てゝ、和行の音母と爲さるゝは、道理無きが如し。

第四等は也行の定位なりといふは、喻母に對して言ふときは、素より論なけれど、影母に對して言ふときは、甚だしき謬見なるは、前に既に示したるが如し。大矢氏も喻母の四等とのみ記されたるを見れば、此誤謬は承認し居らるゝことなるべし。

又他等に在りても、于母を立てゝ、和行の音母と爲すとの主張は、影喻兩母に通ずる一般の和行音を指すことなるか、或は又喻母のみに限るといふ意なるか、紛らはしくして、人をして其解釋に苦し

ましむ。前者の謂なりとせば、其は喻母變形の音を以て、影母本位の和行音をも説明せんと企つる、不合理の見解なり。反切の父字に現はるゝ所の、喻母の于の類と、影母の鳥の類とは、没交渉なり。然るに于を以て鳥の類をも代表せんとするは、たとひ我方にては、同音にきこゆとも、原音に於いては許さざる所なり。況んや開轉の方に於いては、影母の阿行音と、喻母の也行音とは、儼然たる區別あるに於いてをや。後者の解なりとせば、尙困難の存することあり。合轉の方は姑く措き、前に既に示したるが如く、開轉の字の、反切の父字に現はるゝ所の于の類を、如何に説明すべきか。之を和行音と見做すは、又許さざる所なり。此點より考ふるも、于は和行音の代表者として、取扱ふべきものに非ざること明かなるべし。

喻母一二三等を和行の定位、四等を也行の定位と斷せられたるは、素より韻鏡の原音を指せるに非ずして、是より出でたる我假名遣の應用を示すに過ぎざるべけれど、既に三等字に也行音の本性を表はす者あり、又四等字に和行音に轉する者あるを見れば、原音に據らずして、變音を基礎として、法則を立つることの、如何に不正確なるか之を知るに足るべし。

總じて假名遣は、反切の父字のみに由りて、判すべきものに非ず。

于	于
y(wyu)	y(wyu)
嬌	紀
(k)yeu	(k)yi
切	切
鵲	矣
yyeu	yyi

右の反切の開合は、音に由らずして韻に由る。韻字開なるが故に、餘字も亦開なり。音字即ち父字

又韻字に由らず、音字に由りて、歸字の開合を決することあり。

于 yw yu 敏 (m) yin 切 殞 yw yin

永 yw (yeng) 兵 (p) yeng 切 榮 yw yeng

右の場合には、歸字は音字に従つて、合口音となる。

以上の例の如く、三等字に對する反切の音字に、合轉所屬の字を用ゐること多きは、主として開轉の喩母の字の、少數なるに由ることなるべし。

于 y (wyu) 線 (s) en 切 銜 yen

線銜は四等字にして、于は三等字なり。第四等は也行の定位なりといふに、尙此變例あり。是に由りても、于の和行音ならざるを知るべし。

以 y (i) 醉 (ts) wi 切 遺 ywi

余 y (o) 頃 (k) weng 切 穎 yweng

右の二例は、音字の開なるに拘はらず、歸字は韻字に従ひて合と爲るを示す。

羊 y (ang) 倫 (ly) win 切 勻 ywin

戈 y (ok) 雪 (sy) wet 切 悅 ywet

右の二例は、音字開にして四等、韻字合にして三等に屬するを示す。歸字は韻字に従ひて合となり、其等は音字に従ひて四等に位す。

以上の例の如く、四等字に對する音字に、開轉所屬の字を用ゐること多きは、主として開轉の喩母の字の、多數なるに由ることなるべし。

如何に大矢氏は、字母を立てゝ、和行也行の別を定めんと試みらるゝも、上記の諸例は反切のみに由りては、假名遣の決し難きを證して餘りあるべし。拙著翻切要略に於いても、既に之を詳論せり。不肖常に大矢氏の學識の深遠なるに敬服す。只大矢氏が韻鏡の見解の、全齋翁と、同病に陥られたるが如き觀あるを悲しみ、愚見を述べて、聊か再考を促すのみ。